

令和7年度第2回 鳥取県協働連携会議

日時：令和8年3月26日（木）
14：30～16：00

場所：第15会議室（オンライン）

1. 開会

2. あいさつ（行政体制整備局長）

3. 議題

（1）規制改革について

（2）民間事業者と県による協働の取組について

（3）鳥取県協働連携ガイドラインの改定について

4. 閉会

(1) 規制改革について

- ① アナログ規制の見直し
- ② 全庁的なカイゼン活動に伴う添付書類の削減等
- ③ 手続き見直しポストの提案受付状況と活性化
- ④ 行政手続のオンライン化

(2) 民間事業者と県による協働の取組について

- ① 民間提案事業サポートデスクへの提案・相談の対応状況
- ② PFI事業の取組状況

(3) 鳥取県協働連携ガイドラインの改定について

- ① 鳥取県協働連携ガイドラインの改定

規制改革 ①

アナログ規制の見直し

背景・目的

- 行政制度の多くが未だ書面、対面といったアナログ的な手法のみを前提としていることから、アナログ的手法のみに限定し、デジタル化の障壁となる規制（アナログ規制）を見直していくことが必要。
- 「常駐義務」「実地監査」「対面講習」などの項目について、デジタル化の障壁となる規制の点検を行い、地域の実情にあわせた見直しを実施。

フォローアップ調査結果（R8.2時点）

- 令和7年度にアナログ規制の見直しが必要な規制285件のうち、65件の見直しが完了した。
- 令和5年度からの総件数では、見直しが必要とされる規制（737件）の約77%（569件）について見直しを完了した。

(件)

規制分類	見直しが必要とされる規制	見直しが必要とされる規制	
		令和8年3月末時点で見直し完了	令和8年4月以降完了予定
目視	123	85	38
実地監査	46	40	6
定期検査・点検	29	9	20
常駐・専任	79	57	22
対面講習	202	182	20
書面掲示	93	71	22
往訪閲覧・縦覧	142	102	40
FD等	23	23	0
計	737	569	168

規制改革 ①

● アナログ規制の見直しの具体例（規制分類別）

規制分類	見直し内容
目視	<p>【規程名】鳥取県指定障害児通所支援事業者等に係る指導の形態(鳥取県指定障害児通所支援事業者等に係る指導監査実施要領)</p> <p>【見直し内容】鳥取県指定障害児通所支援事業者等に係る指導監査実施要領を改正し、オンライン等の活用による動画の配信等による実施も可能である旨を明示した。</p>
実地監査	<p>【規程名】個人情報適正管理実地検査(個人情報適正管理実地検査実施要領)</p> <p>【見直し内容】定期検査の実施通知において、オンライン会議システムのデジタル技術を活用することによる検査を許容している旨を明記した。</p>
定期検査・点検	<p>【規程名】住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報処理事務等の内部監査(鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱)</p> <p>【見直し内容】鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム管理運営要綱において監査の実施方法までは指定していないことから、現行規定を維持したまま、オンライン会議システムの利用が可能と整理した。</p>
常駐・専任	<p>【規程名】介護保険施設の従業員の配置(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則)</p> <p>【見直し内容】「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」(令和6年3月29日付厚生労働省老健局通知)の発出により、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、取扱いの明確化、職種や業務ごとに具体的な考え方が示されたことから、市町村・事業者へ当該通知の周知を行った。</p>
対面講習	<p>【規程名】情報セキュリティの職員等への研修(鳥取県情報セキュリティ実施基準)</p> <p>【見直し内容】研修の実施方法は特に指定していないことから、現行規定を維持したまま、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した研修の実施が可能と整理した。</p>
書面掲示	<p>【規程名】鳥取県立博物館の開館時間及び休館日の公表(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例)</p> <p>【見直し内容】鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例を改正し、インターネットを利用する方法により公表する旨を明確化した。</p>
往訪閲覧・縦覧	<p>【規程名】入札手続その他の発注業務に関する情報(森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項)</p> <p>【見直し内容】鳥取県森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項を改正し、発注業務に関する図書について、調達公告で定める場所での閲覧のほか、ホームページで掲載する旨を明示した。</p>
FD等	<p>【規程名】口座振替の方法による収入の納付(鳥取県企業局財務規程)</p> <p>【見直し内容】鳥取県企業局財務規程を改正し、収納記録の送付方法を磁気テープ等に限定していたものを電磁的記録によるデータの受け渡しも可能である旨を明示した。</p>

全庁的なカイゼン活動に伴う添付書類の削減等

これまでの取組

- 申請書等で求めている添付書類の削減、規則・要綱等で定める基準日数の緩和等、県民・職員双方の負担軽減につながるテーマを設定し、集中的に見直しを推進

点検状況（R8.2時点）

- 県民・職員双方の負担軽減につながる3テーマについて集中的に見直しを実施

※法令に基づいて規程されているものを除く。

設定テーマ

1. 添付書類の削減

現行の申請書等で求めている添付書類の一部を削減可能な39件について見直しを進める。
なお、必要最低限の添付書類を求めている事務は現状維持とする。

2. 基準日数（県民の申請期限や県の標準処理期間）の緩和

現行の規則・要綱等で定める基準日数を見直し可能な20件について見直しを進める。
なお、審査等に必要な期間を適切に設定しているとした事務は現状維持とする。

3. 進達等経由事務の見直し

地方機関を経由する必要性が低い7件について令和8年度末を目途に見直しを進める。
なお、地方機関において形式的要件に適合していることの確認が引き続き必要な事務は現状維持とする。（件）

	見直しが必要とされる事務	見直し完了状況	
		令和8年3月末時点 で見直し完了	令和8年4月以降 完了予定
添付書類の削減	39	3	36
基準日数の緩和	20	16	4
進達等経由事務	7	0	7
計	66	19	47

規制改革 ②

● 添付書類の削減にかかる見直し対象の主な事務

事務名	見直し内容	見直し理由	見直し時期
産業廃棄物収集運搬業(積替え保管なし)の許可の申請	登記事項証明書の添付省略や提出部数の削減等	法人ベース・レジストリ等を利用することにより登記事項証明書の提出を求めることなく登記事項の確認ができるため。	令和8年度中
県税(法人県民税)の減免	設立届提出時に添付されているのものと同内容の書類の添付の削減	設立届提出時の添付書類を確認すれば同内容の書類の提出を求めないため。	令和7年度末

● 基準日数の見直しにかかる見直し対象の主な事務

事務名	見直し内容	見直し理由	見直し時期
特殊車両の通行許可	処理期間を2週間から3週間へ変更	審査等に一定の日数が必要であるにも関わらず、処理期間が短く設定されているため。 (参考)国標準処理期間 3週間	令和7年度末
消費生活協同組合を設立する場合の認可	処理期間を30日から4週間に変更	国の指針に合わせた日数にするため。	令和7年12月

規制改革 ②

●進達等経由事務の見直し

<見直し対象事務>

経由の必要性が低い以下の進達等経由事務7件について、見直しに向けて検討を進めていく。

経由事務名	規定名	見直し時期
民生委員の推薦に係る経由事務	民生委員法施行細則	令和8年度中
肝炎治療特別促進事業の保険医療機関等の指定に係る経由事務	鳥取県肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い	令和8年度中
クリーニング師の免許等に係る経由事務	鳥取県クリーニング業法施行細則	令和8年度中
と畜場使用料の認可等に係る経由事務	と畜場法施行細則	令和8年度中
ふぐ処理師の免許等に係る経由事務	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則	令和8年度中
社会福祉法人等に対する県営住宅の使用許可に係る経由事務	社会福祉法人等の県営住宅の使用に関する取扱指針	令和8年度中
建築士の住所等の届出に係る経由事務	鳥取県建築士法施行細則	令和8年度中

手続き見直しポスの提案受付状況と活性化

県に関する行政手続や規制の見直しの提案を受け付け、県庁内の関係部署への橋渡しや調整等を行うワンストップ窓口として「手続き見直しポス」を設置し、県民の利便性向上や地域活性化等につなげる取組を行っている。

受付件数（R8.2時点）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
提案受付件数	1	1	2	0	2
対応中	1	0	0	0	0
提案実現・一部実現	0	1	1	0	0
現行規定で対応	0	0	0	0	1
現状維持	0	0	0	0	0
対象外	0	0	1	0	1

取組状況

- 「手続き見直しポス」への提案は低調な状況が続いているため、活用促進に向け個人・民間事業者等への周知を図った。 ※ 詳細は次のスライドを参照
- 「県民の声」として受け付けた行政手続や規制の見直しに関する提案について、手続き見直しポスの枠組みの中で検討するよう運用を変更した。
- 受け付けた提案のうち対応中となっている案件（申請のオンライン化及び申請フォームの統一化）については、本年度立ち上げた行政改革PTで決定した方針に従って行政手続等に関するオンライン化を進めていく。 ※ 詳細は次々のスライドを参照

規制改革 ③

手続き提案見直しポストの周知

新聞広告

日本海新聞に広告を掲載(1/31)

提案募集 「手続き見直し提案ポスト」のご案内

県では、県の行政手続・規制の見直しの提案を随時募集しています。不便を感じた県の行政手続や実情に合っていない規制がありましたら、下記提案先にご提案ください。

個人・団体問いません！
どなたでも提案いただけます

提案できる内容は？

1. 「行政手続」に関すること
県に提出する申請、届出、申込などの行政手続全般が対象です。
2. 「規制」に関すること
県が権限を有する法令、条例、規則や各種様式を含む事務手続の規定など、県が所管する規制全般が対象です。

これまでの改善例は？

- ・公共施設予約のオンライン化
- ・とっとり電子申請サービス
- ・証紙に代わる納付方法を整備し、収入証紙制度を廃止
- ・電子メール、郵送またはファクシミリ
- ・県職員採用試験の受験対象者の拡大

提案の方法は？

- ・とっとり電子申請サービス
- ・電子メール、郵送またはファクシミリ

「手続き見直し提案ポスト」のHPはこちら

お問い合わせ・提案先
県庁 行政体制整備局 行政改革推進課
〒680-8570(所在地記載不要) 電話:0857-26-7071 ファクス:0857-26-7616
電子メール:minkanteian@pref.tottori.lg.jp

SNS発信

県公式アカウントSNS (X、Facebook) で発信 (1/30)

<X (旧Twitter) >
・コメント3件
・ビュー2,383件

【公式】トリビー@鳥取県マスコットキャラクター @tottonpref

申請に必要な添付書類が多くてたいへん！
条例が厳しすぎて実情に合っていない！
など、不便を感じた鳥取県の行政手続や規制はありませんか？

「こうなったらいいのに...」
そんなあなたの声を、ぜひお寄せください。
手続見直し提案ポスト - pref.tottori.lg.jp/265530.htm

手続見直し提案ポスト

- 1 提案事項を(タイトル) 作成
- 2 求める措置の具体的な内容 作成
- 3 手数料等の費用 作成
- 4 具体的な支障事例や見直しによる効果等 作成

行政手続きを便利に！
あなたの提案、待ってます！

メールマガジン配信

メールマガジンによる情報発信 (県外本部のメルマガを含め計4回発信)

広報チラシ配布

県主催のセミナーで広報チラシを配布 (11/20)

- ・鳥取県資金運用セミナー 参加者約40名
- ・鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォームセミナー 参加者約60名

提案 (意見) の提出状況

令和7年10月以降新たに2件の提案 (意見) を受付

- ・小中学生の第3の学びの場の活用に関する制度運用の見直し
- ・市街化調整区域内の開発許可・建築許可の規制見直し

行政手続のオンライン化

これまでの取組（既報告事項含む）

- 県及び県内の全市町村で共同利用する第2期電子申請システムを導入
- 行政手続きのオンライン提供の更なる拡大を図ることを目的に県が権限を有する許認可や届出手続き、補助金関係等の全体像を把握するため、全庁調査を実施
- 電子申請に関する職員向け研修や相談会の実施と活用周知

今後の取組

- 行政手続きに係るオンライン提供原則化の推進を図るため、令和9年度末までの「主要な行政手続きのオンライン提供の割合100%」の達成に向け、県民や事業者の視点から優先順位をつけながら、手続きのオンライン化（業務フローや様式の見直しを含む）を加速していく。
 - 月50件以上の申請等が行われる手続きを対象として、オンライン提供可能な手続きの電子申請様式作成等について、各担当課へ個別に支援を実施。
 - ・ 職員向け研修及び相談会を開催し電子申請様式の作成を支援。
 - ・ 庁内の実態調査の結果を基にオンライン化を進める各所属への相談会利用を促進。

民間事業者と県による協働の取組 ①

民間提案事業サポートデスクへの提案・相談の対応状況

受付件数（R8.2時点）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
提案受付件数	32	24	26(3)	30(2)	53(20)
確認中	0	0	0	2	2(2)
調整中	1	0	3	1	4(2)
対応中	0	0	0	0	5(3)
提案実現・一部実現	14	8	11(3)	14(2)	40(13)
断念	2	1	0	0	0
取下げ・連携困難等	15	15	12	13	2

※表中括弧表記は「県課題提示型」による提案・相談件数

県課題提示型

- 「県課題提示型」の公募について、年度中途からの募集テーマの追加を行い、より機動的な連携を促進するとともに、行財政改革推進課で関心がありそうな事業者・団体に積極的にアプローチ（募集案件の一覧は次のスライドを参照）

※ 「県課題提示型」…全庁から地域活性化や県の課題解決につながる行政テーマを募集し、応募のあった課題について、民間事業者に対し事業提案を公募する。

民間事業者と県による協働の取組 ①

● 民間提案事業サポートデスク「県課題提示型」一覧（R8.2時点公募案件）

年度中途追加

テーマ	募集内容	担当課
幅広い世代が興味を持ち、かつ利便性の高いアンケート謝礼	県政参画電子アンケートに協力いただいた幅広い世代の方々に御利用いただけるデジタルギフトなどの提案	県民課
鳥取県出資法人の金融リテラシー向上	セミナーの開催など資金運用に携わる各県出資法人の金融リテラシーの向上に寄与する取組	行財政改革推進課
「とっどりの未来予想図」を活用した各種事業の提案	・「とっどりの未来予想図」の普及啓発に資する取組の提案 ・「とっどりの未来予想図」の実現に向けた官民共創による新規事業の提案・意見交換	とっとり未来創造タスクフォース
性別に関するアンコンシャス・バイアスに伴う「働きづらさ」(暮らしづらさ・生きづらさ)の解消	職業生活等において性別の違いに伴う役割の押し付け・決め付けなどによってモヤモヤした思いやその経験などについて語り合いながら、課題の解決策を一緒に考える意見交換機会提供に係る提案	県民運動課
県民の健康増進、健康寿命の延伸	(1)無理なく自然に健康になれる環境づくりに関する提案(例:ゲーム感覚で歩数を増やせるウォーキングアプリの活用など) (2)がん対策として、がんに関する正しい知識やがん検診普及啓発・受診勧奨の協力に関する提案	健康医療局健康政策課
子育て王国とっとりサイトの利用率向上	子育て王国とっとりサイトの利用率向上や県内の子育て当事者が情報が欲しい時にサイトにたどり着くための提案	子育て王国課
消費者トラブル防止に向けた啓発及び相談窓口の認知度向上	(1)消費生活相談窓口188の認知度向上 (2)住民への消費者トラブル防止のための注意喚起・啓発活動	くらしの安心局消費生活センター
鳥取県労働委員会PR動画の制作	(1)労働委員会PR動画の企画・制作 (2)動画内容の企画提案 (3)PR動画の今後の展開	労働委員会事務局
不登校支援・社会的自立支援のための居場所の充実	不登校(傾向)やひきこもりの心配がある若者向けの相談・支援窓口である「ハートフルスペース」において施設利用者が学習活動や体験活動などにおいて活用できる備品・消耗品の寄附の募集	生徒支援・教育相談センター
工業用水道事業の経営改善のアイデア募集	(1)工業用水及び工業用水道施設等を活用した新規事業の募集 (2)工業用水道事業の収益増加策及び費用削減策等の募集 (3)工業用水道事業で所有する遊休資産(空き地等)の活用策の募集	企業局経営企画課

PFI事業の取組状況

現在の取組

■鳥取空港第2期コンセッション

- 令和7年2月に募集要項等を公表・公募開始。
- 同年10月に第二次審査を実施し、11月に優先交渉権者の選定結果を公表。

<優先交渉権者>

JPiX・OCコンソーシアム

(代表企業:株式会社日本共創プラットフォーム 構成員:株式会社オリエンタルコンサルタンツ)

<第2期事業開始までのスケジュール(予定)>

- 令和8年度中 運営権設定および債務負担行為に係る議会への附議、実施契約の締結・公表
- 令和9年4月 第2期事業開始



■東郷湖羽合臨海公園(日本海エリア)のPark-PFI

- 令和7年5月にPark-PFI事業者及び指定管理者の募集を開始。
- 令和7年9月定例会での議決を経て事業者を決定し、公園管理及び施設整備(令和8年春完成予定)を開始。

<事業概要>

事業者名 中一&スマイルカンパニー株式会社

事業期間 令和7年11月から令和27年3月まで(19年5か月)

事業内容 自然環境を活かしRVパークやキャンプ場を整備・運営、星空観察デッキや東屋の整備、サイクルイベント等



※写真はイメージ
Park-PFI施設の完成は令和8年春を予定

民間事業者と県による協働の取組 ②

PFI事業の取組状況

現在の取組

■県営住宅上栗島団地建替事業

- 令和6年8月に事業者募集を開始したが入札不調のため、再度、令和7年10月に実施方針を公表。
- 令和8年2月 特定事業を選定。入札公告、入札説明書等の公表。

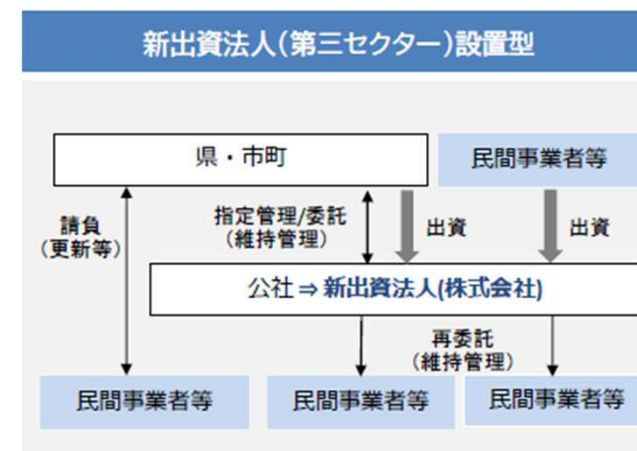
<今後のスケジュール(予定)>

- 令和8年5月 1次選考(書類審査)。
- 令和8年8月～9月 2次選考(書類審査、選考会)、落札者決定・公表、基本協定締結。
- 令和8年12月 県議会の議決を経て、特定事業契約(本契約)を締結。



■天神川流域下水道事業等(ウォーターPPP) ※市町下水道事業を含む

- 令和6年度に天神川流域下水道事業等に係るウォーターPPPに係る第1次検討を実施。
- 令和7年5月からコンサルティング事業者へ委託し、第2次検討を実施。



鳥取県協働連携ガイドラインの改定

鳥取県協働連携ガイドラインの改定

現状と取組方針

- 鳥取県協働連携ガイドラインは、県と民間事業者等による協働について具体的な手順や手法を定めることにより、協働に対する認識及び相互の役割を共有し、本県における協働連携を一層推進するための指針として令和4年に策定したもの。
- 議会での議論も踏まえ、より時代に合った内容にするため、民間の主体的な発想や参画をより一層推進していく「官民共創ガイドライン」として改定を検討する。

【ガイドラインの改定方針案】

項目	改定方針案概要
第1章 本ガイドラインの趣旨	県と民間事業者等がともにアイデアを持ち寄りながら新たな価値創造を目指す「共創」の視点を明確化
第2章 民間事業者等と県との協働の進め方	対話による共創の実施を進め方に組み込むとともに、企業や県民等発案で共創した事例紹介を充実
第3章 業務提案の流れと留意点	「民間提案事業サポートデスク」を「官民共創サポートデスク」に改称し、行政の施策に何らか寄与する企画提案のみでなく、共創につながる相談も受け付ける旨を明確化
第4章 鳥取県協働連携会議による検証等	「協働連携会議」を「官民共創会議」に改称し、事後検証ではなく、事業の検討段階からの意見・助言も求める点を強調

【今後のスケジュール】

- 令和8年3月 令和7年度第2回鳥取県協働連携会議で委員に意見徴取
令和8年4月～ 委員の意見も踏まえながら改定手続き